

## 社会福祉法人 希望 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 希望（以下「当法人」という。）定款 21 条および第 8 条の規程に基づき、役員（理事・監事・評議員）（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ね職員給与を支給している者は、支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 評議員会及び理事会等に出席した場合の費用弁償

あおぞら保育園	5,000円
その他	実費額

(2) 監事が、評議員会、理事会及び監査を実施した場合の費用弁償

あおぞら保育園	5,000円
その他	実費額

(改廃)

第4条 本規程は、理事会・評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。